3　内部格付手法採用最終指定親会社は、証券化エクスポージャーが無格付である場合は、指定関数方式により信用リスク・アセットの額を算出することができる。

4　内部格付手法採用最終指定親会社は、ABCPプログラム（ABCPの満期が一年以内のものに限る。）に対する流動性補完、信用補完その他の証券化エクスポージャーが無格付である場合は、内部評価方式により信用リスク・アセットの額を算出することができる。

5　内部格付手法の適用対象である証券化エクスポージャーについて、外部格付準拠方式、指定関数方式又は内部評価方式により信用リスク・アセットを算出することができない場合は、当該証券化エクスポージャーは、自己資本控除とする。

（所要自己資本の上限）

第二百三十三条　内部格付手法採用最終指定親会社が一の証券化取引について保有する証券化エクスポージャーに対する所要自己資本の総額は、原資産に内部格付手法を適用した場合の所要自己資本の額を超えないものとすることができる。

2　前項の場合において、証券化取引に伴い増加した自己資本に係る控除額及び第二百二十五条第一項第二号に掲げる項目に係る額は、所要自己資本の総額に含めないものとする。

（外部格付準拠方式）

第二百三十四条　内部格付手法採用最終指定親会社が外部格付準拠方式により証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額を算出する場合には、適格格付機関の付与する格付に対応する信用リスク区分に応じ、次の各号に定めるリスク・ウェイトを当該証券化エクスポージャーの額に乗じて得た額を信用リスク・アセットの額とする。

一　長期格付の場合のリスク・ウェイトは、次の表に定めるところによる。

信用リスク区分	Nが六以上であり、かつ、当該証券化エクスポージャーが最優先部分（内部評価方式による場合を含む。）である場合（パーセント）	Nが六以上の場合（パーセント）	Nが六未満の場合（パーセント）
8—1	七	十二	二十
8—2	八	十五	二十五
8—3	十	十八	三十五
8—4	十二	二十	
8—5	二十	三十五	
8—6	三十五	五十	
8—7	六十	七十五	
8—8	百		
8—9	二百五十		
8—10	四百二十五		
8—11	六百五十		
8—12	自己資本控除		

（注）　Nとは、第二百三十九条第一項又は第三項に掲げる式により算出される値をいう。次号において同じ。

二　短期格付の場合のリスク・ウェイトは、次の表に定めるところによる。

信用リスク区分	Nが六以上であり、かつ、当該証券化エクスポージャーが最優先部分（内部評価方式による場合を含む。）である場合（パーセント）	Nが六以上の場合（パーセント）	Nが六未満の場合（パーセント）
7—1	七	十二	二十
7—2	十二	二十	三十五
7—3	六十	七十五	七十五
7—4	自己資本控除		

2　次に掲げる要件のすべてを満たす無格付の証券化エクスポージャーは、当該証券化エクスポージャーに劣後する証券化エクスポージャーの中で最も優先するもの（以下この条において「参照証券化エクスポージャー」という。）に対して適格格付機関の付与する格付（以下この条において「推定格付」という。）を有するものとみなす。

一　参照証券化エクスポージャーは、裏付資産、信用リスク削減手法の適用状況その他の優先劣後構造に関する要素を勘案したうえで、当該無格付の証券化エクスポージャーに劣後するものであること。

二　参照証券化エクスポージャーの残存期間が、当該無格付の証券化エクスポージャーの残存期間を下回るものでないこと。

三　参照証券化エクスポージャーに付与された格付は、第二百二十七条第四項に規定する証券化取引における格付の利用に関する基準を満たすものであること。

3　内部格付手法採用最終指定親会社は、参照証券化エクスポージャーに対する適格格付機関による格付の変更がなされた場合、継続的に当該変更を推定格付に反映させ、更新を行わなければならない。

4　第二項各号に掲げる要件のすべてを満たす無格付の証券化エクスポージャーを除き、無格付の証券化エクスポージャーは自己資本控除とする。

（指定関数方式）

第二百三十五条　内部格付手法採用最終指定親会社が指定関数方式により証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額を算出する場合には、証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットは第一号に掲げる算式により、同号に掲げる算式に要する所要自己資本の額は第二号に定めるところにより算出する。

一　信用リスク・アセット＝所要自己資本の額×12.5

二　所要自己資本の額は、裏付資産の総額に次のイ又はロに掲げるいずれか大きい方を乗じた額とする。

イ　0.0056×T

この式においてTは、第二百三十八条の規定により算出したエクスポージャーの厚さを表すものとする。ロにおいて同じ。

ロ　S［L＋T］－S［L］

この式においてLは、第二百三十七条の規定により算出した信用補完レベルを表すものとする。次項において同じ。